



◇募集型企画旅行 旅行条件書◇

お申込みの際には、必ず「旅行条件書」をご確認のうえ、お申込ください。

1. 募集型企画旅行契約

- この旅行は、協同組合大阪府旅行業協会(以下「当協会」という)が企画・募集・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当協会と募集型企画旅行契約を締結することになります。
- 当協会がお客様が当協会の定める旅行日程に従って運送、宿泊機関その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」という)の提供を受けるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。
- 旅行契約の内容・条件は、募集パンフレット(以下「契約書面」という)・本旅行条件書・出発前にお渡しする最終旅行日程表及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部(以下「約款」という)によりします。
- 当協会が旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、最終旅行日程表に記載している出発地を出発(集合)してから、当該帰着地に帰着(解散)するまでとなります。

2. 旅行契約のお申込み・ご予約

- (甲)当協会、(乙)旅行業法で規定された「受託営業所」(以下甲乙を併せて「当協会」という)のそれぞれにおいて、ご来店・電話・ファクシミリ及びその他の方法にてお客様からの旅行契約のお申込みまたはご予約を承ります。
- 当協会は、同一コースにて、同時に参加しようとする複数のお客様が責任ある代表者(以下、「契約責任者」という)を定めてお申込みいただいた場合、当協会は特約を結んだ場合を除き、契約責任者が旅行契約の締結の一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体に係る旅行業務に関する取引は当該契約責任者との間でおこないます。この場合、契約責任者は当協会が定める日までに構成者の名簿を当協会に提出していただきます。
- 所定の旅行申込書に所定の事項を記入し、下記申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金、取消料または違約料のそれぞれ一部として取り扱います。
- 当協会は電話・郵便・ファクシミリ及びその他の通信手段(以下「電話等」という)による旅行契約のお申込みを受けることがあります。この場合契約はご予約の時点で成立しておらず、当協会が電話等による旅行契約の予約の承諾の旨通知した日の翌日から起算して3日以内にお申込書の提出と現金、もしくはクレジットカードその他決済手段にてお申込金のお支払いをしていただきます。この期間内にお申込金をお支払いいただけない場合は、当協会はお申し込みがなかったものとして取り扱います。
- お申込みの段階で、満席・満室その他の事由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当協会はおお客様の承諾を得てお客様が予約待ちの状態でお待ちいただける期限を確認した上でお客様を予約待ちのお客様として登録し、手配の完了に向けて努力します。この場合当協会はお申込金をお預かりし、当協会がご予約可能となった旨を通知したときに申込金として受領いたします。但し、「当協会がご予約可能となった旨を通知する前にお客様より予約待ち登録解除のお申し出があった場合は、当協会はお申込金を全額払戻しいたします。
- 本項「⑤」の場合、手配完了は保証されたものではありません。
- お申込金の額は以下のとおりです。なお、申込金は後述する「お支払い対象旅行代金」「取消料」「違約金」のそれぞれ一部または全部として取り扱います。

旅行代金	3万円未満	3万円以上 6万円未満	6万円以上 10万円未満	10万円以上 15万円未満	15万円以上
お申込金	6,000円	12,000円	20,000円	30,000円	旅行代金の20%

但し、特定コースにつきましては別途募集パンフレットに定めるところによります。上記表内の「旅行代金」とは、第7項の「お支払い対象旅行代金」をいいます。

3. お申し込み条件

- 20歳未満の方が単独でご参加の場合は、親権者の同意書が必用です。15歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。
- 特定のお客様を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢・資格・技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合はお申込みをお断りする場合がございます。
- 旅行のお申込み時に慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なわれている方、妊娠中の方、補助犬使用者の方、障害をお持ちの方などで特別な配慮を必要とする方はその旨お申し出ください。当協会からは可能かつ合理的な範囲でこれに応じます。この場合、医師の健康診断書を提出していただく場合がございます。またお客様からのお申し出に基づき、当協会がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担といたします。また現地事情や関係機関などの状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、介護者などの同行などを条件とさせていただきますが、またはご負担の少ないほかの旅行をお勧めするが、あるいは参加をお断りさせていただきます場合がございます。
- 当協会からは本項①②③の場合で、当協会よりお客様にご連絡が必要な場合は①②はお申込みの日から、③はお申し出の日から原則として1週間以内にご連絡いたします。
- お客様が旅行中に疾病・障害・その他の自由により、医師の診断または加療を必要と当協会が判断した場合は、旅行の円滑な実施を図るための必要な措置をとらせていただきます。これにかかるとの費用はお客様のご負担となり、お客様は当該費用を当協会が指定する期日までに支払いいただきます。
- お客様のご都合による別行動は原則としてお受けいたしかねます。ただし、別途条件でお受けすることもございます。
- 旅程中お客様のご都合により旅行の行程から離脱する場合には、その旨および復帰の有無、復帰の予定日時などについて必ず添乗員もしくは係員にご連絡いただきます。
- 他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当協会が判断する場合には、ご参加をお断りする場合がございます。
- 通信契約の場合、お客様のクレジットカード、もしくはその他の決済手段が無効であるなど、お客様が旅行代金などを提携会社のカード会員規約またはその他の決済会社の会員規約に従って決済できないときは、お申し込みをお断りする場合がございます。
- その他、当協会の業務上の都合がある時にはお申込をお断りする場合がございます。

4. 旅行契約の成立時期

- 当協会とお客様との旅行契約は当協会が契約の締結を承諾し、申込金を受理したときに成立するものといたします。
- 第2項⑤の場合は、お待ちいただける期限内に契約の締結が可能となり、かつこの時点までにお客様より予約待ち登録の解除のお申し出がなく、当協会が契約の締結が可能になった旨をお客様に通知し、申込金を受領した時点で成立いたします。
- 電話またはご来店でなく、ファクシミリ・電報・インターネット等を介したプログラムによる通信・メール及び郵便などにてお申し込みまたはご予約がなされた場合は以下の時点で成立いたします。
 - 事前に申込金のお支払いがあったときは、当協会が承諾した旨の通知を発送したとき
 - 事前に申込金のお支払いがないときは、当協会が申込金を受理した後当協会が承諾した旨の通知を発送したとき

5. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

- 当協会からは、旅行契約成立後速やかにお客様に旅行日程・旅行サービスの内容・その他の旅行条件及び当協会の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しいたします。契約書面は募集型パンフレットまたは本旅行条件書などにより構成されます。
- 当協会からはあらかじめ本項①の契約書面を補充する書面としてお客様に、集合時刻・場所・利用する運送機関・宿泊機関などに関する確定情報を記載した最終旅行日程表を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しいたします。ただし、お申込が旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前にあたる日以降の場合、旅行開始日当日にお渡しする場合がございます。なお、お渡し方法には郵送を含みます。
- 当協会からは、あらかじめお客様の承諾を得て旅行日程・旅行サービスの内容・その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面または確定情報を記載した最終旅行日程表の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項を提供する場合がございます。その場合は、お客様の使用機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認いたします。
- 本項③の場合、お客様の使用する通信機器に記載事項を記録するための記録装置が備えられていないときは、当協会の使用する通信機器に備えられた記録装置に記載事項を記録し、お客様が記載事項を開覧したことを確認いたします。

6. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日前までにお支払いいただきます。なお14日前に際にお申し出いただいた場合は旅行開始日前の当協会が指定する期日までにいただきます。

7. お支払い対象旅行代金

- 参加されるお客様は満12歳以上の方はおとな料金、満3歳以上12歳未満の方は小人料金で適用となります。コースによっては幼児料金・乳幼児料金等の設定がございます。
- 「お支払い対象旅行代金」とは、募集広告またはパンフレットの価格表示欄に「旅行代金として表示した金額」と「追加代金として表示した金額」の合計金額から「割引代金」として表示した金額を差し引いた金額をいいます。この合計金額が「申込金」「取消料」「違約料」「変更保証金」の額を算出する際の基準となります。

8. 旅行代金に含まれるもの

- 旅行日程に明示した運送機関の運賃(注釈のない限りエコノミークラス)・宿泊費・食事代・観光料金・消費税等諸税・空港施設利用料金(空港により必要な場合)。
- 添乗員付きコースの添乗員同行費用。上記の費用はお客様のご都合により、一部利用されなくてもお戻しはいたしません。

9. 旅行代金に含まれないもの

- 前8項以外のものは旅行代金に含まれません。その一部を例示いたします。
- 超過手荷物料金(規定の重量・容量・個数を超える分について)
 - コースに含まれない交通費・飲食代等の諸費用及びクリーニング代・電報・電話料等の個人的性質の諸費用、それに伴う税(消費税等諸税)・サービス料。
 - ご希望者のみ参加されるオプションプラン(別途料金の小旅行)の代金等。
 - ご自宅から発着地までの交通費・宿泊費。

10. 追加代金と割引代金

第7項でいう「追加代金」及び「割引代金」は当協会が募集広告またはパンフレットなどに表示した以下のものをいいます。

- 追加料金
 - ホテルまたはお部屋タイプのグレードアップの為の追加料金。
 - 航空便の選択や航空機使用座席の等級の選択による追加代金。
 - レンタカーのクラスのアップグレードの為の追加料金。
 - 「食事なしプラン」などを基本とする場合の「食事付きプラン」などの追加料金。
 - 「観光なしプラン」などを基本とする場合の「観光付きプラン」などの追加料金。
 - 「延泊プラン」「途中延泊プラン」による延泊料金。
 - その他「○○プラン」「○○追加料金」とし、追加代金を表示したものの。
- 割引代金
 - 「小人割引」など、年齢・参加人数・その他条件による割引代金。
 - その他「○○割引」とし、割引代金を表示したものの。

11. 旅行契約内容の変更

当協会は旅行契約の締結後であっても、天災地変、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、その他、当協会の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図る為やむを得ないときは、旅行者にあらかじめ速やかに、当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程・旅行サービスの内容などの他の旅行契約の内容に変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後にご説明いたします。

12. 旅行代金の変更

- 当協会は利用する運送機関の運賃が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅にこえて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前に通知いたします。
- 旅行内容が変更され、その旅行実施に要する費用が減少したときは、当協会はその変更差額だけ旅行代金を減額いたします。
- 第11項により旅行内容が変更され旅行実施に要する費用(当該契約内容変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他をすでに支払い、またはこれから支払わなければならない費用を含みます)が増加したときは、運送・宿泊機関などが当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず運送・宿泊機関などの座席、部屋その他諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当協会はその変更差額だけ旅行代金を増額いたします。
- 運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合、旅行契約成立後に当協会の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金の額を変更することがあります。

13. お客様の交替

- お客様は、当協会の定める申込み期限内であらかじめ当協会の承諾を得て契約上の立場を別の方に譲り渡すことができます。
- 契約上の立場の譲渡は、当協会の承諾があった場合に効力を生じ、以後旅行契約上の立場を譲り受けた方がこの旅行契約に関する一切の権利及び義務を承継することとなります。なお、当協会は申し込み期限・空席状況などによりお客様の交替をお断りすることがございます。

14. お客様による旅行契約の解除

- 旅行開始前の解除
 - お客様は、第15項に定める取消料を当協会にお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。ただし、解除の申し出は当協会の営業時間内にお受けいたします。
 - お客様は、次の各号に該当する場合は取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
 - 第11項に基づき契約内容の重要な変更があった場合。ただし、その変更が第23項の表左欄に掲げるものその他の重要なものである場合に限り、
 - 第12項①に基づき旅行代金が増額されたとき。
 - 天災地変、戦乱・暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供中止、官公署の命令、その他の事由が生じた場合に旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となる恐れが極めて大きいとき。
 - 当協会がお客様に対し、第5項の②に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までにお渡ししなかったとき。
 - 当協会の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。
- 旅行開始後
 - お客様は、第15項に定める取消料を当協会にお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。この場合当協会は旅行代金のうち不可となった旅行サービスの提供にかかるとの金額(当協会の責に帰すべき事由によるものでないときに限り)を差し引いたものをお客様に払戻しいたします。

②旅行開始後
お客様の責に帰さない事由により旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は当該不可となった旅行サービス提供にかかるとの金額(当協会の責に帰すべき事由によるものでないときに限り)を差し引いたものをお客様に払戻しいたします。

15. 取消料

- 旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行を取り消される場合には、旅行代金に対しておひとりにつき下記の料率で取消料を頂きます。なお、複数人数でのご参加で一部の方がキャンセルの場合は、ご参加のお客様からは空ご利用人数の変更に対する差額代金を頂きます。

●国内旅行に係る取消料

取消日	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって			旅行開始日の前日	旅行開始日の当日	旅行開始後の無連絡不参加
	2日前まで	20～8日前まで	7～2日前まで			
取消料	無料	旅行代金の20%	旅行代金の30%	旅行代金の40%	旅行代金の50%	旅行代金の100%

- オプションプランも上記表の取消料が別途適用されます。
- 当協会の定める申込み期限内、お客様のご都合で出発日・コース・利用便・宿泊ホテル等行程の一部を変更される場合にも取消料とみなし、上記の取消料が適用されます。
- 旅行代金ご期日までに支払われなかったときは、当協会は当該期日の翌日にお客様が旅行契約を解除したものとし、上記料率で違約料をいただきます。
- 一部商品については別途ツアー取消料免除の設定があります。詳しくは対象パンフレットに諸条件を記載しております。

16. 当協会による旅行契約の解除

- 旅行開始前
 - お客様が当協会規定の期日までに旅行代金を支払われないときは、当協会は旅行契約を解除することがあります。このときは取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。
 - 当協会は次にあげる場合において、お客様に説明して旅行開始前に旅行契約を解除することがございます。
 - お客様が、当協会が予め明示した性別・年齢・資格・技能その他の旅行参加条件を満たしていない事が明らかになったとき
 - お客様の病氣、必要な介助者の不在、その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき

- c)お客様が他の旅行社に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあると認められるとき
- d)お客様が契約内容に関し、合理的な範囲を超える負担を求めたとき
- e)お客様の人数が募集パンフレット等に記載した最少催行人員に満たないとき
 - この場合は旅行開始日の前日からさかのぼって13日目にあたる日より旅行中止のご通知をいたします
- f)スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当協会があらかじめ明示した旅行条件が成就しないとき、あるいはその恐れがきわめて大きいとき
- g)天災地変、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当協会の関与し得ない事由が生じた場合により旅行日程に従った、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となる恐れが極めて大きいとき

ハ)当協会は本項「①の(ロ)」により旅行契約を解除したときは、すでに収受している旅行代金(あるいは申込金)の全額払戻しいたします。

②旅行開始後

- イ)お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません
- ロ)旅行開始後であっても当協会は次にあげる場合において、お客様にあらがじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります

- a)お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないと認められたとき
- b)お客様が、旅行を安全かつ円滑に実施する為の添乗員その他の者による当協会の指示への違背、これらの者または同行する他の旅行者に対する暴行または脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき
- c)天災地変、運送・宿泊機関のサービス提供の中止、官公署の命令その他の当協会の関与し得ない事由が生じたことにより、旅行の継続が不可能になったとき

ハ)当協会が「②の(ロ)」に基づいて旅行契約を解除したときは、当協会とお客様の間の契約関係は将来に向かってのみ消滅いたします。

二)解除の効果及び払戻し

本項「②の(ロ)」に記載した事由で当協会が旅行契約を解除したときは、第15項によりお客様が取消料を支払って旅行契約を解除する場合を除き、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して取消料、違約料その他の名目ですでに支払い、またはこれらが支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担といたします。この場合、当協会は旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスにかかる部分の費用から当協会が当該旅行サービス提供者に支払いまたはこれらが支払うべき取消料、違約料その他の名目による費用を差し引いたものを払戻しいたします。

ホ)本項「(ロ)の(a)、(c)」により当協会が旅行契約を解除したときは、お客様のお求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻る為の必要な手配をいたします。

17. 旅行代金の払戻し

当協会はお客様に対し払戻すべき金額が生じたときは、次のとおり払戻しいたします。

- 旅行開始前の旅行契約解除による払戻しは、解除の翌日から起算して7日以内に払戻しいたします
- 旅行開始後の旅行契約解除及び旅行代金減額分の払戻しは、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に払戻しいたします。
- クーポン類の引渡し後の払戻しについては、お引渡ししたクーポン類が必要となります。クーポン類の提出が無い場合には、旅行代金の払戻しができないことがあります。
- 本項(1)の規定は、第19項または第21項で規定するところにより、お客様または当協会が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではございません。

18. 添乗員・旅程管理

- ①添乗員が同行する旨を表示したコースには、全行程に添乗員が同行いたします。添乗員の行なうサービスの内容は、原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施する為に必要な業務といたします。旅行中は日程の円滑な実施と安全のため添乗員の指示に従っていただきます。添乗員の業務は原則として8時から20時までといたします。
- ②現地添乗員が同行する旨を表示したコースには、原則として旅行目的地の到着から出発まで現地添乗員が同行いたします。現地添乗員の業務は本項①に置ける添乗員の業務に準じます。
- ③「個人旅行」には添乗員は同行いたしません。お客様が旅行サービスの提供を受ける為に必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスを受けるための手続きはお客様自身で行なっていただきます。
- ④現地添乗員が同行しない区間及び現地係員が業務を行なわない区間において、悪天候によってサービス内容の変更を必要とする事由が発生した場合における代替サービスの手配及び必要な手続きは、お客様自身で行なっていただきます。
- ⑤添乗員が同行しない旅行においては、現地における当協会の連絡先を最終旅行日程表に明示いたします。

19. 当協会の責任

①当協会は旅行契約の履行に当たって、当協会または当協会が手配を代行させた者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当協会に通知があったときに限ります。

②お客様が次に掲げる理由により損害を被られたときは上記の責任を負うものではありません。

- 天災地変、気象条件、暴動、これらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- 運送・宿泊機関の事故若しくは火災、サービス提供の中止、またはこれらのために生ずる旅行日程の変更若しくは旅行の中止

- 官公署の命令、または伝染病による隔離
- 自由行動中の事故
- 食中毒
- 盗難
- 運送機関の遅延、不通、経路変更又はこれらによって生ずる旅行日程の変更若しくは目的地滞在時間の短縮

③当協会は、手荷物について生じた本項①の損害については、本項①の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して14日以内に当協会に対して通知があったときに限り、お客様1名につき15万円を限度(当協会に故意又は重大な過失がある場合はのぞく)として賠償いたします。

20. 特別補償

①当協会は第19項①の規定に基づく当協会の責任が生ずるか否かを問わず、当該旅行契約約定特別補償規程で定めるところにより、当協会が実施する国内募集型企画旅行に参加するお客様が急激かつ偶然な外来の事故によってその生命、身体に被られた一定の損害につきましては、死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数より1万円～5万円をお支払いいたします。また所定の身の回り品に損害を被ったときは約款の別紙「特別補償規程」により損害補償金(15万円を限度、ただし一個または一対についての補償限度は10万円)をお支払いいたします。ただし当協会は現金・クレジットカード・クーポン券・航空券・その他約款の別紙「特別補償規程」第18条2項にさだめる品目については補償しません。

②お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意酒酔い運転、故意の法令違反行為・法律に違反するサービス提供の受領、疾病などのその他、募集型企画旅行の旅行日程に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハングライダー、マイクロライト機、ワルトライト機など)搭乗、ジャイロプレーン搭乗などのほか、これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当協会は本項①の補償金及び見舞金をお支払いいたしません。

③当協会が第19項①の責任を負うことになったときは、この補償金は当協会が追うべき損害賠償金の一部(または全部)に充たいたします。

21. お客様の責任

①お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、若しくはお客様が当協会の約款の規定を守らないことにより当協会が損害をつけた場合は、当協会はお客様から損害の賠償を申し受けます。

②お客様は、当協会から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他旅行契約の内容について理解するよう努めていただきます。

③当協会は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容とは異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当協会、当協会の手配代行者または旅行サービス提供者にその旨をお申し出ください。

22. オプションプランまたは情報提供

①当協会の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を収受して当協会が実施する募集型企画旅行(以下「当協会企画・募集・実施のオプションプラン」という)は募集パンフレットなどで「企画・実施：協同組合大阪府旅行業協会」などと明示いたします。当協会企画・募集・実施のオプションプランに対する第20項の適用については、当協会は募集型企画旅行契約の内容の一部として取扱いたします。

②募集パンフレットなどでオプションプランの企画・募集・実施が当協会以外である旨を明示した場合には、オプション参加中にお客様に発生した第20項(特別補償)で規定する損害に対しては同項の規定に基づき損害補償金または見舞金を支払います。また、当該オプションプラン催行に係る主催者の責任及びお客様の責任は、すべて当該オプションプランが催行される当該主催者の定めによります。

③当協会は、募集パンフレットなどで「単なる情報提供」として可能なスポーツなどを記載する場合がございます。この場合当協会の募集型企画旅行参加中に当該可能なスポーツによりお客様に発生した損害に対しては、当協会は第20項の特別補償規程は適用いたしますが、それ以外の責任を負いません。

23. 旅程補償

①当協会は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(ただし、次のI、II、IIIで規定する変更を除く)は、第7項で定める「お支払い対象旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た金額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様にお支払いいたします。ただし、当該変更について当協会に第19項の①の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく損害賠償金の全部または一部としてお支払いいたします。

- 次に掲げる事由による変更の場合は、当協会は変更補償金をお支払いいたしません(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関などの座席・部屋その他諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金をお支払いいたします)。
 - 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変
 - 戦乱・暴動
 - 官公署の命令
 - 欠航、不通、休業など運送・宿泊機関等のサービス提供中止
 - 遅延、運送スケジュールの変更など当初の運航(運行)計画によらない運送サービスの提供
 - 旅行参加者の生命または身体の安全確保のため必要な措置
- 第14・16項の規定に基づき旅行契約が解除された部分に係る変更の場合、当協会は変更補償金をお支払いいたしません。
- 募集パンフレット等に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中には当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当協会は変更補償金をお支払いいたしません。

②本項①の規定にかかわらず、当協会がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は第7項で定める「お支払い対象旅行代金」に15%を乗じて得た額を上限といたします。また、ひとつの旅行契約に基づきお支払いする変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当協会は変更補償金をお支払いいたしません。

③本項①・②に基づき変更補償金をお支払いする場合でも、当協会はおお客様の同意を得て、金銭による支払いに換え、これと同等またはそれ以上の価値のある物品または旅行サービスの提供をもって補償を行う場合がございます。

④当協会が本項①の規定に基づき変更補償金をお支払いした後、当該変更について当協会に第19項の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当協会に返還していただけます。この場合、当協会は当協会が支払うべき損害賠償金の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額をお支払いいたします。

当協会が変更補償金を支払う変更	変更補償金の額=1件につき下記の率×お支払い対象旅行代金	
	旅行開始日前日までにお客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客様に通知した場合
1.募集パンフレット等に記載した旅行開始日または終了日の変更	1.5%	3.0%
2.募集パンフレット等に記載した入場する観光地または観光施設(レストランを含む)その他の旅行目的地の変更	1.0%	2.0%
3.募集パンフレット等に記載した運送期間の等級または設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合にかぎる)	1.0%	2.0%
4.募集パンフレット等に記載した運送期間の種類または会社の変更	1.0%	2.0%
5.募集パンフレット等に記載した日本国内の旅行開始地たる空港または旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
6.募集パンフレット等に記載した宿泊機関の種類または名称の変更	1.0%	2.0%
7.募集パンフレット等に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他客室の条件の変更	1.0%	2.0%
8.上記の〜7に掲げる変更のうち募集パンフレット等のツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注1：確定書面(最終旅行日程表)が交付された場合には、「契約書面(募集パンフレット等)」とあるのを「確定書面」と読み替えた上でこの表を適用いたします。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間または確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取扱いたします。

注2：1件とは、運送機関の場合1乗船ごとと、宿泊機関の場合1泊ごとと、その他の旅行サービスの場合1該当事項ごとに1件といたします。

注3：3または4に掲げる変更にかかわる運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取扱いたします。

注4：4または6もしくは7に掲げる変更が1乗船または1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗船または1泊につき1件として取扱いたします。

注5：8に掲げる変更については1〜7の料率を適用せず、8の料率を適用いたします。

24. 旅行条件・旅行代金の基準日

この旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、各パンフレット等に明示した日付となります。

25. 個人情報の取扱について

当協会及び募集パンフレット等に記載の受託旅行者(以下「取扱旅行社」という)は、旅行申し込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただく他、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関などの提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための必要な範囲内で利用させていただきます。

※その他、当協会及び取扱旅行社では、1.会社及び会社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内2.旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い3.アンケートのお願い4.特典サービスの提供5.統計資料の作成等にお客様の個人情報を利用させていただく場合がございます。

26. その他

①お客様が個人的な案内・買い物などを添乗員に依頼された場合のそれに伴う費用、お客様の怪我、疾病などの発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用をお客様にご負担いただけます。

②お客様の便宜を図るため土産物店にご案内する場合がございますが、お買物に際しましてはお客様の責任で購入していただきます。

③事故等のお申し出について
旅行中に事故などが生じた場合には、直ちに最終旅行日程表でお知らせする連絡先にご通知ください(もし通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください)。

④天候等の不可抗力により航空機等の運送機関のサービスが中止または遅延となり行程の変更が生じた場合の宿泊費、交通費等はお客様負担となります。

⑤小人料金は特に注釈がない場合には、旅行開始日当日を基準に満3歳以上・12歳未満のお子様に応用となります。

⑥旅館ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他のサービスを追加された場合、原則として消費税などの諸税が課せられます。

⑦お客様が、航空会社が任意で搭乗予定便以外の航空機に搭乗することをお客様に依頼する制度(フレックストラベラー制度)に同意をし、当協会が手配した航空機以外に搭乗される場合は、当協会の手配債務・旅程管理債務は履行されたとし、また当該変更部分にかかわる旅程保証責任・特別補償責任は免責となりますのでご了承ください。

⑧お客様は、旅行開始後旅行終了までの間募集型企画旅行参加者として行動していただくときは、自由行動時間中を除き、旅行を安全且つ円滑に実施する為に当協会の指示に従っていただきます。

旅行企画 ・ 実施

協同組合大阪府旅行業協会

大阪府知事登録旅行業 第2－888号

大阪市浪速区湊町1－4－1 OCATビル4F

旅行取扱店（受諾旅行者）